

住宅用火災警報器の奏功事例



発生日時 令和元年12月9日 8時30分頃

発生場所 本宮市荒井地内

発生建物 専用住宅

焼損程度 非火災

発生原因 ガスコンロの火を消し忘れたもの

概要 上記発生日時ごろ、家人が鍋で煮物をするためにガスコンロを点火したことを忘れて自宅居間で休んでいたところ、台所に設置していた住宅用火災警報器（煙式）が鳴動した。台所に行くと、煙が立ち込めていたためガスコンロの火を消し消防署へ通報したもの。

建物に焼損はなく、鍋内の煮物が焦げたのみであった。

